

審査部及び審判部「弁理士・事務所員の実務に関する状況調査」票

<弁理士について>

問1．ここ1年の弁理士の以下の対応について、その頻度をご回答ください。

該当する番号に をつけてください。

- 1．ほとんどない(5%以下程度) 2．ときどきある(5～40%程度)
3．頻繁にある(40%以上程度)

(手続書類について)

審査基準等の理解が乏しいため、明細書・意見書・補正書等に問題がある (1.2.3.)

最新の法令・基準を理解しておらず、古い法令・基準に沿った明細書・意見書・補正書等を作成する (1.2.3.)

(新規事項の追加であるという指摘に対して、要旨変更か否かで判断するなど)

技術的な理解力が乏しいため、明細書・意見書・補正書等に問題がある (1.2.3.)

発明のポイントを押さえていないため、特許請求の範囲の構成に問題がある (1.2.3.)

拒絶理由通知等の内容を十分に理解しておらず、内容の面で、

意見書・補正書等に問題がある (1.2.3.)

特許請求の範囲に含まれることが明らかな先行技術等の存在を承知している

にも関わらず、広い特許請求の範囲を作成している (1.2.3.)

補正書中の補正箇所の下線明示、意見書中の補正根拠の提示が十分に

なされていない (1.2.3.)

外国出願からの翻訳が適切でないため、明細書・意見書・補正書等に問題がある (1.2.3.)

(応対について)

弁理士の応対を求めても、自ら対応せずに常に事務所員に対応させている (1.2.3.)

代理人欄(もしくは担当弁理士欄)に氏名の記載がある弁理士が、案件の内容を理解していない (1.2.3.)

審査官又は審判官からの質問に適切に回答できない等、面接等の応対に問題がある (1.2.3.)

審査官又は審判長、審判官が補正案等の提出の回数を制限しているにも関わらず、それ以上に補正書案等のチェックを求めてくる (1.2.3.)

問2．上記のいずれかに該当する弁理士は、応対する弁理士のうちでどの程度いますか。

- 0%以上20%未満 20%以上40%未満 40%以上60%未満
60%以上80%未満 80%以上

<事務所員について>

問3．ここ1年の、特許事務所の事務所員の以下の対応について、その頻度をご回答ください。

該当する番号に をつけてください。

- 1．ほとんどない(5%以下程度) 2．ときどきある(5～40%程度)
3．頻繁にある(40%以上程度)

明細書作成など、明らかに弁理士の業務範囲の業務を、弁理士が関与せずに事務所員のみで行っている (1.2.3.)

審査官又は審判官への対応を、弁理士に相談することなく、あるいは弁理士から指示を受けることなく行っている (1.2.3.)

特許庁に対する手続に関する知識・理解が欠けている (1.2.3.)

問4．上記のいずれかに該当する事務所員は、応対する事務所員のうち、どの程度いますか。

- 0%以上20%未満 20%以上40%未満 40%以上60%未満
60%以上80%未満 80%以上

審査部及び審判部「弁理士・事務所員の実務に関する状況調査」集計

	1 ほとんど 無い	比率	2 時々ある	比率	3 頻繁にある	比率	回答なし	比率
< 弁理士 >								
手続1 - 1	276	51%	216	40%	44	8%	7	1%
1 - 2	406	75%	112	21%	21	4%	4	
1 - 3	256	47%	244	45%	39	8%	4	
1 - 4	193	36%	264	49%	82	15%	4	
1 - 5	266	49%	244	45%	30	6%	3	
1 - 6	130	24%	275	51%	135	21%	3	
1 - 7	166	31%	307	57%	66	12%	4	
1 - 8	76	14%	221	41%	242	45%	4	
応答1 - 1	335	62%	153	28%	42	8%	13	2%
1 - 2	249	46%	201	37%	85	16%	8	1%
1 - 3	420	77%	91	17%	22	4%	10	2%
1 - 4	450	83%	78	14%	9	2%	6	1%
問2	- 2 4 1	44%	- 1 4 4	27%	- 5 4	10%	回答なし - 4 5	8%
	- 2 6	5%	- 3 3	6%				
< 事務所員 >								
問3 - 1	216	40%	190	35%	93	17%	44	8%
3 - 2	295	55%	132	24%	61	11%	55	10%
3 - 3	333	62%	154	28%	32	6%	24	4%
問4	- 2 8 0	52%	- 1 1 0	20%	- 5 3	10%	回答なし - 4 5	8%
	- 2 1	4%	- 3 4	6%				

【調査対象】 特許審査第一部から特許審査第四部、審判部 1769名
 【回収数】 543 (回収率31%)